

議案第12号

新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新座市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前
		(報酬) 第3条 [略] 2 基本報酬の額は、勤務1時間につき、給与条例別表第1に定める4級における最高の号給の給料月額を162.75で除して得た額を超えない範囲内において、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤の職員の給料との権衡を考慮して規則で定める額とする。ただし、これにより難いと任命権者が認める職に任用するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額については、日額にあっては <u>15,000円</u> 、時間額にあっては <u>2,000円</u> を超えない範囲内において規則で定める。 3 [略]			(報酬) 第3条 [略] 2 基本報酬の額は、勤務1時間につき、給与条例別表第1に定める4級における最高の号給の給料月額を162.75で除して得た額を超えない範囲内において、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤の職員の給料との権衡を考慮して規則で定める額とする。ただし、これにより難いと任命権者が認める職に任用するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額については、日額にあっては <u>9,900円</u> 、時間額にあっては <u>1,370円</u> を超えない範囲内において規則で定める。 3 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

専門的な知識等を要する職に任用するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額の上限を改めたいので、この案を提出するものである。